知っておきたい

相続の豆知識

通称「おしどり贈与」について

相続税は、被相続人(亡くなった方のこと)の相続発生時点の財産に対して算出されることから、**生前に贈与することが相続税対策のひとつ**になると考えられます。
生前贈与*1の方法のひとつとして、長年連れ添った配偶者へ自宅や自宅購入資金を贈与した場合、**2,000万円分まで贈与税がかかりません**。これを**「贈与税の配偶者控除」**、通称“おしどり贈与”と言われています。

*1 知っておきたい相続の豆知識「令和5年度税制改正(資産税)の主なポイント」も併せてご覧ください。

贈与税の配偶者控除を利用するための主な要件

1. 婚姻期間が20年以上であること
2. 同一の夫婦間ではじめての利用であること
3. 贈与を受けた人が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその不動産(土地・建物)に居住してその後も引き続き居住する見込みであること
4. 翌年2月1日から3月15日までに一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出すること

注　意　点

1. 不動産取得にかかる各種税金が発生します。
   贈与税の基礎控除額(110万円)と併せて2,110万円まで贈与税はかかりませんが、登録免許税や不動産取得税はかかりますのでご留意ください。
2. 遺言書を作成することをおすすめします。
   生前贈与のときには問題にならなくても、相続のときに贈与の扱いをめぐって争いになることもあります。円滑な相続のためにも、遺言書で財産の分け方を示しておくことが大切です。

「おしどり贈与」は、配偶者の保有財産の状況によっては有効な相続対策となりますが、2次相続*2まで見据えた対策の検討が重要です。

*2 2次相続とは … 例えば父親が亡くなり、相続人が母親と子どもだった場合、これが1次相続です。次に母親が亡くなったとき、相続人が子どものみとなります。これが2次相続です。

*本紙は2023年11月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前までに**お取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから ▶

最寄りの店舗をお探しの場合はこちら ▶

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。 MUFG